

令和2年度 学校教育推進計画全体構想図

糸満市立光洋小学校

小学校学習指導要領（文部科学省）

- 改訂の基本方針「何を学ぶか」という指導内容の見直し「何ができるようになるか」の視点から学習指導要領を訂
- アクティブラーニングの3つの点から授業改善を図る。
 - 主体的な学び→学ぶ意味と自の人生・社会の在りと結びつける授業実践
 - 対話的な学び→多様な人との話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる授業実践
 - 深い学び→各教科で習得した識・考え方を活用して学習問題を発見・解決したりし自分なりの考えを持ち表現する授業実践

糸満市の教育目標

- 幼児児童生徒像**
幼児児童生徒一人一人の個性を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できるなど「生きる力」の育成を図る。
- 市民像**
「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気象に富み、国際化・情報化社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。
- 社会像**
家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。

本校の教育目標

- 礼儀正しく、心やさしい子
- めあてを持ち、進んで学習する子
- 健康で、ねばり強くやりぬく子

学校経営の基底

これからの学校においては、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要視されている。時代の変化という「流行」の中で未来を切り拓いていくための力の基盤は、学校教育における「不易」たるものの中に育まれる。また、子ども達の日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、「社会に開かれた教育課程」の実現も期待されている。

このようなことを踏まえ目指す学校像を「子ども一人一人が成長する楽しさを実感し、教職員にとってやりがいがあり、地域から信頼される学校」とした。

特に、学校は、単なる楽しさを味わうところと言うより「成長する楽しさ」を味わう場所であることを確認し、子どもたちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」ということを組み立て、具体的な教育実践を通して学びの質を高めて、どの子にも「達成感」を味わわせて自己肯定感を高める教育活動を展開していくことが、重要であると考えている。

また、「千里の道も一歩から」信頼される学校づくりを学校経営スローガンに掲げ、大きな事柄でもまずは目の前のことを一歩ずつ、着実に進めることが大切だと考える。さらに、「全ての教育活動の発想と判断の基準を子どもに置く（学習者起点）」ことを基本にし、子どもの生命や安全の確保（生命尊重）とよさや可能性を最大限に伸ばす（個性重視）ことを期して教育活動を展開していきたい。

そのために、「協働体制」、「学校の教育力の根本は教師の指導力にある」ことを基本にし、「学級づくり」と「わかる授業づくり」を学校経営の中核に据えて、全職員が一枚岩となって教育実践に努める。

めざす児童像

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| (1) 思いやりがあり、相手の立場になって考えられる児童 | (2) 常にめあてをもって学習や諸活動に積極的に取り組む児童 |
| (3) 健康安全に気をつけて、元気で活力のある児童 | (4) 勤労や奉仕性に富み、考えて行動できる児童 |
| (5) 自他の生命を大事にできる児童 | (6) 自分のよさを認め、自己肯定感が持てる児童 |

学校教育における指導の努力点

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成
- 目的意識の高揚
- 基本的な生活習慣の確立
- 地域の自然・歴史・文化の重視

県学力向上推進5か年プロジェクトII

- 視点1：自己肯定感の高まり
- 視点2：学び・育ちの実感
- 視点3：組織的な関わり

- 方策1「質的授業改善」
- 方策2「組織的共通実践」
- 方策3「発達の支援」
- 方策4「学校組織マネジメント」
- 方策5「学校連携・地域連携」

県教育委員会教育課程研究指定校（道徳科）
「道徳的価値に基づいて、気づき・考え・行動する光洋っ子の育成」
「よりよいものの方・考え方を学び合う道徳科の授業改善を通して」

6 家庭・地域との連携

学校の教育活動は、家庭・地域社会との連携を密にして初めて最大の効果を上げることができます。その連携協力は、双方向性のもとで信頼が生まれ、理解が深まり、協力が生まれます。

【取り組み内容】

- 「早寝・早起き・朝ごはん、徒歩登校」の習慣づけ（家庭との連携）
- 家庭と連携した家庭学習の充実
- 市学校支援本部事業と連携した地域教育資源活用の実践（支援ボランティア）
- 授業参観日や学校公開日の設定
- 学校・学年・学級便りやホームページ等での情報提供
- 「まちc o m i」メーリングサービスの充実・活用による連携強化

5 基本的な生活習慣の確立

子供たちが、生き生きと学校生活や家庭生活及び社会生活を営むためには、生命の尊重、健康・安全、規則正しい生活、規範意識、礼儀作法等の基本的な生活習慣を確立させる必要があります。

【取り組み内容】

- あいさつ運動の徹底（目を見て、立ち止まって、声だして、お辞儀して）
- 生活リズムの確立、規範意識・マナーの育成（そろえる実践）
- 早寝・早起き・朝ご飯
- 「よい子の一日」の厳守
- 家庭学習の習慣化
- 忘れ物、記名の確認
- オアシス言葉の実践

4 目的意識の高揚

学校においては、家庭・地域社会等と連携し、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や向上心を育てていきます。

【取り組み内容】

- 特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む特別活動の充実。
- 子ども達の学級に対する思いや願いが反映された学級目標づくり及び学級目標達成を意識した学級作り
- 望ましい勤労観や職業観を育むために職場見学の充実。
- キャリアパスポートの作成。
- 幼児、高齢者、障害のある人との交流、社会体験、自然体験、ボランティア活動等豊かな体験活動の充実

3 健康の保持増進と体力の向上

自ら学ぶ意欲をもち、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育成するためには、家庭や地域社会との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、運動やスポーツに親しみ、健康で安全な生活ができる能力と態度を養うことが重要です。

【取り組み内容】

- 体育の学習指導の工夫改善
- 保健指導、安全指導、学校給食に関する指導の充実（安全・防災・防犯）
- 学校栄養士・養護教諭と連携した、食育指導の充実（教育計画への位置づけ）
- 新体力テスト、泳力調査の計画的な実施・分析活用
- チャレンジタイムの継続・充実（なわとび、持久走）実施する等、教育活動全体を通じた体力向上の充実（運動遊びの日常化）
- 健康教育の推進（歯磨き指導、アレルギー対策、徒歩登校の推進）

2 心豊かな児童の育成

学校においては、道徳科を要として、教育活動全体を通じて自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うような道徳教育を推進します。

【取り組み内容】

- 子ども理解（生徒指導・教育相談→見つめ・育み・形にする）の充実
- 道徳性、判断力、実践力を高める道徳教育の充実（いじめのない学校）
- 特別に必要な教育的ニーズに合った特別支援教育の充実
- 「人権を考える日」の設定と人権教育・平和教育の計画的な実施
- 県教育委員会道徳科研究指定校としての研究授業・授業研究会の実施
- ふわふわ言葉による「ふわふわ言葉の木」の掲示・・・全児童・全職員
- 「いじめアンケート」の実施

1 確かな学力の育成

学校教育は、子どもの自己実現のための基盤である確かな学力を身につけることを究極の目的としています。基礎的・基本的な知識・技能はもちろん、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力と主体的に学習に取り組む態度を育成するとともに「主体的・対話的・深い学び」の実現に向けた授業改善を実現する必要があります。

【取り組み内容】

- 学習指導要領に即した教育課程の編成
- 四十五分完結授業に向けた、「2分前着席」「1分前黙想」の継続実施
 - 学習規律の定着・集中力（黙想）
 - 発達段階に応じた基本話型の定着
- 「わかった」「できた」「なるほど」とつぶやく授業づくりの工夫
- 授業と連動した家庭学習や補習指導の充実（家庭学習の習慣化）
- 一人一授業の取組充実
- 言語力、表現力を高める読書活動の推進
- I C T機器を活用し、児童の興味関心、理解を促す指導の工夫
- 週案の効果的な活用で質と量の充実